

(7) 工事中の環境保全計画

工事に当たっては周辺生活環境の保全に配慮し、以下に示す措置を講じた。

ア. 交通安全対策

(ア) 交通事故防止対策

- ・購入土等の資材等運搬車両の走行道路については、児童・生徒の登下校に影響が出ないように可能な限り歩道が整備されたルートを設定した。
- ・常永小学校への通学ルートは施工区域内を通過することになるので、各施工段階において、安全な通学ルートを設定する（各施工段階における通学ルート（案）は補正評価書資料編（p. 資2-1～6）に掲載。）。
- ・資材等運搬車両の運行経路で登下校路と重なる部分で信号のない部分については、必要に応じて交通整理員を配置する等の処置を行う（各施工段階における通学ルート（案）上の交通整理員の配置計画は補正評価書資料編（p. 資2-1～6）に掲載。）。
- ・対象事業実施区域周辺に資材等運搬車両が路上待機しないように、区域内に十分な待機場を設けるとともに、資材等運搬車両の運転手及び車で通勤する作業員に対しては、十分な安全教育を行い、交通安全の徹底を義務づけ交通事故の防止をはかる。

(イ) 交通管理

- ・資材等運搬車両については、一般道路を走行するときは、運搬車両に安全シート等を張り、積載物の落下等による第三者への災害、道路の破損、あるいは汚損等に十分注意する。また、一般道路での駐車、待機は行わず現場内での待機を行う。
- ・工事区域内の道路への一般車両の進入を禁止するために、交通規制を必要とする箇所には必要に応じて設置する標識・表示看板及び防護施設等は頑固な構造とし、設置後の修繕・清掃などの維持を常時行う。
- ・工事現場から一般道路に出る箇所や、工事車両と一般車両が集中する箇所では交通整理員を置き、交通の円滑、安全をはかる。また、道路の汚損等により事故のないように清掃員を必要に応じて配置する。
- ・重機による事故が建設災害の中で多いため、重機の運転手に対する教育・訓練を行うとともに安全管理の徹底を行う。
- ・材料搬入・搬出時等については、積載重量を超えての運搬は禁止し、事前に業者を指導する。
- ・社員、作業員の通勤時の運転については、道路交通法の厳守と互いに思いやりのあるマナーを守った運転を教育・指導する。
- ・道路構造物及び交通安全施設に破損を与えた場合は、直ちに当該管理者の指示により復旧する。
- ・周辺道路に障害が起きた場合は、障害物の除去等できる限り協力し、救急車両等の交通を妨げないようにする。

イ. 大気、騒音・振動防止対策

(ア) 大気、騒音・振動防止対策

- ・隣接する武川病院、老人保健施設ひばり苑及び常永小学校については、これらの施設の利用状況について検討し、騒音、振動の環境影響評価の結果を踏まえた施工計画を策定するとともに、施工に当たっては施工計画を確実に実施することにより、静穏な環境を確保する。
- ・建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型機械を使用する。
なお、低騒音型機械について、より低騒音レベルの機種（超低騒音型）が発売されつつあるので、極力、超低騒音型の機械を採用するよう配慮する。
また、低振動型指定機種は現在極めて少ないため、建設工事实施時点で新たに指定されたものを含め、低振動型の機種を積極的に採用する。
- ・建設機械の使用に当たっては点検・整備を十分に行う。
- ・建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等を行わない。
- ・特定の日時に建設機械が集中しない稼働計画とする。
- ・特定の日時に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする。
- ・資材等運搬車両は、一方通行とし、交通量を分散させる。
- ・仮設道路は凹凸がないように整備する。路面にわだちができたり凹凸が大きくなったりする場合は速やかに補修する。
- ・資材等運搬車両の走行は低速度走行を行い、また、空ぶかし等を行わない。
- ・大型資材等運搬車両は、朝夕の交通量の多い時間帯をさけて運行する。
- ・日曜・祝日の工事、工事用資材の搬入は実施しない。
- ・工事を実施する時間を厳守する。
- ・大型商業施設の西側街区を駐車場として利用する場合には、駐車場の外周全て（出入口を除く）に盛土を設置し、都市計画道路からの騒音の最小化を図る。（追加的に行った環境保全措置）

(イ) 粉じん防止対策

- ・土砂運搬車両には、荷台の土が飛ばないようにシートカバーを使用する。
- ・資材等運搬車両出入口には土落とし施設を設けて、タイヤに付着した土を落とす。
- ・風が強く、工事により粉じんが発生する場合には散水を行う。なお、周辺民家に粉じんが飛散するような場合は工事を中断する。

ウ. 水質汚濁防止対策

- ・雨水排水に伴い濁水が直接公共用水へ流出するのを防止するため、工事实施前に仮設沈砂池等を設置する。
- ・強い雨が降る場合は、切土、盛土、掘削等の土木工事は中止する。
- ・重機・工事車両等の燃料及びオイル漏れが生じた場合は、直ちに原因を発見処理して漏れ出た燃料及びオイルを完全に除去処分する。
- ・コンクリートポンプ車等の洗いは、河川等を汚さないように場所を決め、工事終了後処理する。

エ. その他

本事業の実施にあたっては、専任の窓口担当者を決め、地域住民との連絡体制を明確にし、工事施工にあたっては責任者不在のないように、随時対応が可能になるような体制を確保する。

(ア) 現場作業環境の整備

- ・作業箇所、資材置場などの資機材は整理整頓を行う。
- ・現場周辺の清掃を適時行い、土砂などの散逸を防ぐ。
- ・現場事務所、休憩所及び作業環境の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、看板ならびに現場周辺の美化を行う。
- ・燃料等、可燃物周辺の火気使用を禁止し、周辺の整理整頓を行う。
- ・喫煙の場所を指定し、指定場所以外では火気使用禁止を徹底する。
- ・週1回、一斉清掃の日と定め、現場周辺のゴミや空き缶を集め、周辺の美化を行う。また、月1回、地域清掃日と定め現場外の美化を行う。
- ・衣服の汚れは建設業全体のイメージダウンに繋がりがねないので、汚れそうな作業をする際、もしくはやむを得ず汚れた時には、直ちに着替えをするよう、作業員に指導する。
- ・5分前行動を心がけ、何事にも心にゆとりを持った行動をとるように指導する。

(イ) 災害時の対策

- ・地震予知情報が発令された場合は、直ちに作業を中止するとともに、重機等を安全な場所に退避させ、作業員を避難場所へ避難させる。また、ラジオ、テレビ等により情報の収集を行う。
- ・地震発生後は、現場内及び周辺の巡視を行う。
- ・被災者がいる場合は、現場で出来る処置を速やかに行い、関係機関に連絡し、救急隊を待つ。
- ・工事の再開は、危険状態が回避され、現場内の巡視・点検を行い、安全を確認した後着手する。

(ウ) その他事項

- ・緊急時の連絡系統により、関係機関との連絡を速やかに行う。
- ・施工中の構造物、仮設物に対して日頃から点検し、不備な箇所は整備等を行い被害を最小限に食い止め、工事開始時に作業がスムーズに行えるようにする。
- ・再利用が可能なものは極力再利用し、現場から排出されるゴミができる限り少なくなるようにする。
- ・現場作業において、田畑その周辺を汚さないように注意し、状況に応じて現場内の除草等を行う。
- ・粉じん、騒音・振動、水質汚濁等に係る苦情が生じた場合は、丁寧な対応を行い処置する。

